

扶助会の手引き

万一、保護者(会員)が **死亡** したとき……

扶助会から **厚生援助金** (一時金)

が支払われます。

PTA活動中や社会的行事参加中の事故死亡には **弔慰見舞金**

区 分	対 象	事 由	金 額
厚生援助金	保 護 者	児童生徒の保護者(親権者)である会員死亡 (病気・事故等死亡の理由は問わない)	10万円
弔慰見舞金 (事故死亡の場合のみ)	児 童 生 徒	PTA活動中による事故死亡 (日本赤十字振興センターの適用外)	100万円
	保 護 者 ・ 教 職 員	PTA活動中による事故死亡	300万円
		児童生徒を対象とした社会的行事参加中による事故死亡 (社会的行事とは、公的機関による主催共催行事)	200万円
	教 職 員	勤務中による事故死亡	100万円

☆申請から受取までの流れ

- ①学校から扶助会の『厚生援助金・弔慰見舞金請求申請書』をいただいでください。
 - ②その『厚生援助金・弔慰見舞金請求申請書』の上部太線枠内を記入してください。
 - ③学校に提出してください。学校から山梨県PTA扶助会事務局に提出されます。
 - ④弔慰見舞金申請の場合は、行事等の要項を添付してください。
 - ⑤扶助会認定委員会(年間9回開催)で認定後給付されます。
 - ⑥厚生援助金は、学校の口座に振込まれます。
 - ⑦弔慰見舞金は、受取人の指定された口座に振込まれます。
- ※厚生援助金と弔慰見舞金の重複支給はありません。

☆山梨県PTA扶助会の概要

- ・山梨県PTA扶助会は、山梨県PTA親子安全会旧制度の積立金を原資として、平成20年(2008年)4月1日に設立されました。
- ・会員は、山梨県PTA親子安全会の全会員が対象です。(扶助会としての会費は無料です。)
- ・目的は、(1)保護者が死亡した場合に、残された児童生徒のための厚生援助
(2)PTA活動中、社会的行事参加中等の事故により死亡した場合の弔慰見舞
※(1)厚生援助金、(2)弔慰見舞金とも対象者一人当たりの金額です。
※弔慰見舞金はいずれも病気死亡は除きます。
- ・扶助会と親子安全会は別組織です。親子安全会の死亡見舞金とは別に支払われます。
- ・次の場合は支払われないことがあります。
 - (ア)山梨県PTA親子安全会の会員としての会費を納めていない者
 - (イ)給付金発生の事由が発生してから正当な理由なく2年以上給付金の申請がなかった時
 - (ウ)給付受取事由が受取人の犯罪行為に起因する時
 - (エ)地震・噴火・台風・その他これに類似の天災に起因した事故による死亡(ただし、PTA会員として、救出作業に従事時の災害事故は除く)
 - (オ)戦争・争議・紛争等動乱に起因した傷害事故による死亡
 - (カ)1事故1団体への給付金が5,000万円を超えた場合、その超えた部分
 - (キ)原資金がなくなった時

～ご不明な点やご質問は、山梨県PTA扶助会事務局までお問い合わせください。～
～なお、ホームページもご覧ください。～

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3-33-7 山梨県教育会館5階
電 話 055-228-1342 Eメール info@nasi-pta.net
FAX 055-228-1289 URL http://www.nasi-pta.net/